

○ 教職員局設置の理由

近時教職員の思想・政治活動の問題を處理すべき一体的な局課がないため、その結果がややもすれば敏速を欠くからである。又國立大学の教職員は六万二千名の多数に上り、これらの人事事務は人事院との交渉もあり、極めて複雑多量であるにかかわらず人事課の一科によりて行われる状態である。更に公立高等専門学校次下の教職員の数は五十五万人に上つてゐる。しとよりこれらの教職員の人事事務は、教育委員会の一手きどると二つであるが、職階制の確立、待遇の改善、福利厚生の向上等については國としても重大な責任を負つべきものである。又全國的規模を要する共済組合等については現に文部省が事務を代理していけるのである。

従つてニイ摩洋高校の教職員に対する事務を総合的、一体的に所掌し、併せて教職員の思想・政治活動等の一切を期すために、教職員局を設置する必要があるのである。

○ 学徒援護局設置の理由

学徒の思想、政治活動の問題の半ばは、学徒の生活の実態に立ち思われる。この窮状を打開し正しい学生生活をなしてゐるために、学徒の指導、保健、学生援護、育英会、奨学社等を強力に推進し、又その機構を整備する必要がある。又近時の青年の不良化問題についても、文部省の各局、育生者、房傷者、総理府等に事務が分属しているため、その対策が円滑にしかも十分に行われにくづらみがある。

従つてニイ摩洋、大摩の学生並に高生以下の学校の生徒全般の児童の指導、保健、学生援護、育英会、奨学社等に関する一局を設置し、これらの事務を一体的且つ速力に遂行する必要がある。

○ 社会教育局を拡充して成人教育局とする理由

最近国民道義立場の必要性が強く叫びれてゐるが、これに対する有力な対策として成人教育の振興に努める必要がある。

従つて今後希望者、房傷者たる高生以下の事務を文部省に統合すると共に、文部省の社会教育局を拡充強化し、之文化行政に関する事務をも所掌せらるべである。

9-3
1-18

天野 226

天野 226
1X-28.6

教職員局の構想

庶務課

教職員の固体に關すること。
教職員の政治活動に關すること。

教職員の苦情処理に關すること。

教職員の福利厚生に關すること。

教職員の身分の確立。
教職員の身分に関する援助助言。

任用課

國家公務員たる教職員の成績、任免、服務、
分限、試験に關すこと。
教職員の身分の確立。

給与課

國家公務員たる教職員の俸給手当に關す。
職階制に關す。
給与統計及び計算調査事務

教職員の勤務時間、休暇等の他の勤務條件
に關すこと。

福利課

公立学校教職員の待遇改善。

共済組合に關すこと。

恩給に關すこと。

通勤番査課

教職員の通勤番査に關すこと。

学生援護局の構想

庶務課

学徒の援護に關す。総合的企画立案
学生の政治活動に關すこと。

学生団体に關すこと。

学徒の就業奨励に關すこと。

青年指導課

青年の不良化防止に關すこと。
青少年団体の育成指導に關すこと。

児童福祉法に關すこと。

青少年のレクリエーションに開すこと。

農山漁村青少年クラブの会員指導に開すこと。

学生補導課

学生の生活指導その他指導一般に開すこと。

太子の学生補導指導の連絡

学生の保健衛生に開すこと。

学生会館に開すこと。

学生の職業指導に開すこと。

日本育英会法に開すこと。

学徒の職業紹介及び就職斡旋に開すこと。

学徒アリバイトに開すこと。

少年場工場、協定職場に開すこと。

奨学課

成人教育局の構想

指導普及課

成人教育振興の企画立案 及び総合調整
社会における民主主義思想の徹底に開すこと。

国民道義の育揚に開すこと。

文化の向上に開する企画立案

社会教育団体に開すこと。

社会通信教育に開すこと。

同和事業に開すこと。

労働者教育に開すこと。

社会教育の普及宣傳及び社会における監視観察に開すこと。

社会教育指導者の養成に開すこと。

公民館に開すこと。

図書館に開すこと。

其他博物館、動物園、水族館等被教施設に開すこと。

社会教育施設課

婦人課

婦人の地位の向上に関する事。

婦人團体との連絡に関する事。

純潔教育に関する事。

藝術課

農山漁村等の國全般の國民生活の改善に関する事。

日本藝術院との連絡に関する事。

國立美術館、國立歌劇場の創設に関する事。

美術、文學、音樂、演劇、映画等藝術の向上に関する事。

藝術團の實施に関する事。

日本現代美術展覽會の主催。

藝術に関する優良作品の撰賞に関する事。

藝術作家の製作費の補助に関する事。

國際文化課

國際文化の向上及公文流に関する連絡調整。

教育、學術及び文化に関する國際會議についての連絡。

ニネスコ運動の振興の企画立案及び實施に関する事。

國内ニネスコ活動の連絡調整。

著作権課

外國之文授教授在外研究員在外留学生、文授者等人物公文流。

著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律に関する事。

外國人の著作権の登録及び保護に関する事。

外國著作権に関する調査研究企画立案に関する事。

國民の健康増進、体力の向上に関する調査研究企画立案実施に関する事。

國民体育大会、全國レクリエーション大會等の主催者扶助助成に関する事。

スポーツの普及奨励、レクリエーション運動の普及奨励に関する事。

社会体育、レクリエーション指導者養成に関する事。

勵号者のスポーツ、レクリエーションに対する指導援助に関する事。

体育施設並に児童遊園等のレクリエーション施設の整備助成並に運営に関する事。

運動衛生課

外國之文授教授在外研究員在外留学生、文授者等人物公文流。

著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律に関する事。

外國人の著作権の登録及び保護に関する事。

外國著作権に関する調査研究企画立案に関する事。

國民の健康増進、体力の向上に関する調査研究企画立案実施に関する事。

國民体育大会、全國レクリエーション大會等の主催者扶助助成に関する事。

スポーツの普及奨励、レクリエーション運動の普及奨励に関する事。

社会体育、レクリエーション指導者養成に関する事。

勵号者のスポーツ、レクリエーションに対する指導援助に関する事。

体育施設並に児童遊園等のレクリエーション施設の整備助成並に運営に関する事。